

税務キャッチ・アップ

電子帳簿保存法関係

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

1 はじめに

昨年からのコロナ禍を契機として、行政サービスや民間分野のデジタル化への遅れが浮き彫りになった。令和3年度税制改正においては、経理業務や税務申告におけるデジタルトランスフォーメーションを促進するため、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電帳法」という。）」の抜本的な見直しが行われた。改正前の電帳法には、電子帳簿保存制度の利用促進を阻害するような要件が多く残っていたが、今回の改正で大幅に要件が緩和されることとなった。

2 優良な電子帳簿に係るインセンティブ制度の創設

記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い電子帳簿保存の要件を満たす電子帳簿については、他の最低限の要件のみを満たす電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていくための制度が設けられた。

一定の国税関係帳簿(注1)について、次の①～⑥の要件（うち①～③は最低限の要件）を満たして電磁的記録による備付け及び保存等を行い、過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書（以下「適用届出書」という。）をあらかじめ所轄税務署長等に提出している保存義務者について、その「優良な電子帳簿」に記録された事項に関し申告漏れがあった

場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額が5%軽減されるというものである。（電帳法8④、電帳規5①）。

- ① 電子計算機処理システムの概要書等の備付け（電帳規2②一）
- ② 見読可能装置の備付け等（電帳規2②二）
- ③ 税務質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること（電帳規2②三）
- ④ 電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保（電帳規5⑤一イ）
- ⑤ 各帳簿間での記録事項の相互関連性の確保（電帳規5⑤一ロ）
- ⑥ 検索機能の確保（電帳規5⑤一ハ）(注2)

(注1) 所得税法上の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（所規58①）、法人税法上の青色申告法人が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（法規54）又は消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされる一定の帳簿（消法30⑦、38②、38の2②、58）をいう。

(注2) ③の要件を満たす場合には検索要件が限定され、検索要件すべてを満たす場合には③の要件は不要となる。

3 適用開始時期と留意点

この措置は、令和4年1月1

日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される（改正法附則82⑦）ので、例えば、所得税については令和3年分から、法人税については10月決算法人の場合には令和3年10月31日決算期分から、適用されることとなる。

なお、令和4年1月1日前において現に改正前の承認を受けている国税関係帳簿について、改正後の「優良な電子帳簿」に該当する場合は、この措置の適用を受けることが可能であるが、その場合においても、あらかじめ、適用届出書の提出が必要となる（電帳法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問51）。

4 おわりに

改正前の承認を受けて、対象となる帳簿全ての電子帳簿保存を行っている納税者は、当初からこの措置の適用を受けられるので、過少申告加算税の納税義務の成立の時期である法定申告期限（通法15②十四）までに（電帳取通8-4）適用届出書を提出すべきである。また、今後は改正後の要件での電子帳簿保存に変更するのであれば、原則として、承認済国税帳簿に係る取りやめの届出書の提出が必要となるが、適用届出書に一定の事項を記載して提出すれば、取りやめの届出書の提出は必要なくなるので、活用してもよいだろう。

（右山研究グループ
税理士 廣瀬 尚子）